

亀山市告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和2年8月6日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11164
- 3 路線名 能褒野13号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
能褒野町字能褒野64番12地内から能褒野町字能褒野64番14地先まで	旧	54.80	最小	4.10
			最大	4.10
	新	54.80	最小	6.00
			最大	7.00